

仕 様 書

1 業務名

広島県後期高齢者医療広域連合電算処理システムの継続利用に伴うネットワーク機器更新業務

2 履行期間

契約締結の日から令和9年2月28日まで

3 履行場所

広島市健康福祉局保健部保険年金課（広島市中区国泰寺町一丁目6番34号）その他本市が指定する場所（詳細は、別紙の履行場所のとおり。）

4 業務の目的

平成31年2月に本市が設置した、本市と広島県後期高齢者医療広域連合電算処理システムを接続するために設置したネットワーク機器（VPNルータ）が耐用年数を迎えることから、当該機器の更新を行い、安定した通信環境の維持を図る。

5 ネットワーク構成の概要

(1) データセンター

ア 広島市データセンター内に、後期高齢者データセンターと接続するためのVPNルータを設置している。

イ 広島市データセンターの後期高齢者システム専用ネットワークに各出先機関と接続するためのVPNルータを設置し、各出先機関とは、対向するVPNルータを使ったVPNでの通信を行っている。

ウ VPNルータのWAN側は、フロントネットワークに接続している。

(2) 各出先機関

ア 各出先機関には、広島市データセンター内の後期高齢者用ネットワークと接続するためのVPNルータを設置している。

イ 各出先機関では、後期高齢者システム用のPC及びプリンタを、各出先機関に設置されているVPNルータに接続している。

ウ VPNルータのLAN側は、各出先機関の後期高齢者システムのPCとプリンタに接続している。

エ VPNルータのWAN側は、フロントネットワークに接続している。

(3) 通信全般

ア 広島市データセンターVPNルータと出先機関VPNルータ間は、IPsec-VPNによる暗号化を行っている。

イ 後期高齢者ネットワーク専用とするため、後期高齢者ネットワーク以外と通信は出来ないものとしている。

6 業務内容

現在、本市が所有し、別紙に記載する施設に設置しているVPNルータ（富士通製 Si-R G200B）について、履行期間内に更新するとともに、交換手順書を作成すること。詳細は以下の(1)～(4)のとおり。

(1) 機器の調達

ア 以下を満たすVPNルータを調達すること。

(ア) IPsec スループットが最大 650Mbps 以上であること。

(イ) LAN側に 10/100/1000Base-T を 4 ポート以上、WAN側に 10/100/1000Base-T を 1 ポート以上有すること。

(ウ) データセンターに設置するVPNルータは、VPN対地数が出先機関数以上であること。

(エ) メーカーまたは販売代理店が、日本国内に正規のサポート窓口を有し、センドバック保守サービス及びオンサイト保守サービス（24時間365日対応）を提供していること。なお、本業務にはセンドバック保守サービス（機器の調達から5年間）への加入を含むものと

し、オンサイト保守サービスへの加入は含めない。

イ 調達機器およびその他すべての付属品は中古品でないこと。

(2) 導入及び移行

ア VPNルータの更新に必要な要件等の調査・分析を行った上で、VPNルータの設定に関する設計書を作成すること。

なお、機器の設置場所及び設計パラメータ方針は現行構成を踏襲するものとし、原則、変更しないものとする。やむを得ずIPアドレス等を変更する場合は、本市及び市内LAN業者と調整・承認を得た上で承認を得た上で、適切にパラメータ設定を行うこと。

イ 導入及び移行作業について、更新スケジュールや作業内容等を整理した計画書を本市に提出し、本市の承認を得ること。

なお、開庁日においては勤務時間外、その他は閉庁日（広島市の休日を定める条例（平成3年条例第49号）第1条第1項の各号に掲げる市の休日（以下「市の休日」という。））の作業を基本とする。

ウ 調達した機器等を別紙に記載する施設に搬入し、組み立て、設置、設定及び調整を行い、電源の接続、LAN等各種ケーブル配線、VPNルータの稼働に必要な全ての作業及び設定を行うこと。

エ 更新に伴い撤去したVPNルータ（予備機も含む）について、設定を初期状態（工場出荷時の設定）にした上で、広島市役所 2F 健康福祉局保険年金課に搬送すること。

(3) 疎通試験

機器の設置完了後、ネットワークへの接続、システムの操作等のテストを行い、データセンター側VPNルータと出先機関側VPNルータの間において正常に通信することを確認すること。

(4) 交換手順書の作成

ア データセンター及び各出先機関に設置したVPNルータに障害が発生した際、専門知識を有しない一般職員であっても予備機との交換作業を実施できるよう、図表及び写真等を用いた分かりやすい交換手順書を作成すること。

イ 交換手順書には少なくとも以下の内容を含めること。

(ア) 必要な準備物一覧

(イ) 新設VPNルータの設定方法（健康福祉局保険年金課に設置した予備機を他の出先機関に設置する場合の設定方法を含む。）

(ウ) 既設VPNルータと新設VPNルータの交換方法

(エ) 接続状態の確認方法

ウ 交換手順書は、専門知識を有しない一般職員が単独で実施可能な内容及び表現とし、専門用語を使用する場合は解説を付すこと。

エ VPNルータの設定に際しては、専用のソフトウェアによらず、Windows 11 Enterprise の標準機能（Windows PowerShell 等）の使用を前提とすること。

7 留意事項

(1) 提出書類

本業務の提出書類は、次のア～イのとおりである。

ア 契約締結後速やかに提出するもの

(ア) 実施計画書（広島市委託契約約款第6条関係）

(イ) 現場責任者選任届（広島市委託契約約款第8条関係）

(ウ) 作業場所に関する届出（個人情報取扱特記事項第11関連）

(エ) 業務着手届

(オ) 再委託承諾申請書（広島市委託契約約款第4条関係）（再委託する場合のみ）

イ 作業進捗にあわせて提出するもの

「8 成果物」のとおり。

(2) 導入及び移行

ア データセンター及び健康福祉局保険年金課には、障害発生時に交換可能な予備機（コールドスタンバイ）を設置すること。

イ VPNルータと対向機器を繋ぐLANケーブルは、既存のものを使用すること。なお、VPNルータの設置にあたっては、現行機器に接続されたLANケーブルのみを着脱することと

- し、対向機器に接続されたLANケーブルを着脱しないこと。
- ウ データセンターに設置するVPNルータについては、本市データセンター内に準備されている本市が指定する19インチラックにマウントすること。なお、VPNルータをラックにマウントする際に必要な金具及び棚板は、データセンター内に用意されたものを使用すること。
- エ 本市データセンターへの搬入・設置等に当たっては、本市を通じて事前に申請が必要となるため、本市の指示に従って必要な申請を行うこと。また、搬入・設置等の方法やスケジュールについては、本市と協議の上決定すること。
- オ データセンターへの入退館及び入退室については、契約締結後に本市から手引きを貸与するので、その内容に従うこと。

8 成果物

ア 作業進捗にあわせて提出する成果物は以下のとおりである。

項番	フェーズ	成果物	内容
1	導入及び移行前	計画書	更新スケジュールや作業内容等を記述した文書
2	導入及び移行前	設計書	VPNルータの設定項目、配線図等、更新対応に係る設計に必要な文書
3	疎通試験	疎通試験結果報告書	疎通試験の結果等を記述する文書
4	業務終了時	交換手順書	予備機との交換方法を記載した文書
5	業務終了時	VPNルータ設定台帳	VPNルータのIPアドレスや設定情報(config)等を記載した文書
6	業務終了時	委託業務実施報告書	業務の実施内容を取りまとめた文書

イ 成果物については、電子ファイル化を前提とし、磁気媒体（CD-Rも可）と紙面での納品を各1式（交換手順書のみ紙面（カラー）2式）とする。

9 その他

- 受注者は、業務の履行に際して、広島市情報セキュリティポリシーを遵守すること。
- 業務の詳細な事項及び業務の進め方についての協議は、本市及び受注者いずれかの要請により、その都度行うものとする。受注者は協議後3日以内に協議録を作成し、本市に提出すること。
- この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じたときは、発注者と受注者が協議の上、決定するものとする。
- 受注者は、その責めに帰すべき理由により、発注者に損害を与えたときは、発注者の認定に基づき、その損害を賠償しなければならない。
- 契約を履行する上で知り得た情報に関して、次の事項を遵守すること。

ア 受注者は、発注者の業務に関し知り得た情報について、その秘密を厳守し第三者への漏洩を防止するとともに、必要かつ十分な管理的措置を施すこと。

イ 受注者の従業員及び受注者の従業員であった者は、委託契約の履行に際して知り得た発注者の情報を契約期間のみならず、契約の終了後及び解除後においても、第三者に漏らしてはならない。

ウ 契約に定める保護の対象となる情報とは次の各号の一に該当する情報とする。

 - 発注者が保有する磁気記録媒体に記録された情報
 - 発注者が保有する文書又は業務内容を指示する文書に記述される情報
 - 発注者が口述により受注者に伝える情報
 - 前各号に定めるもののほか、発注者が特別に受注者に指示した情報

エ 受注者は、この契約内容を受注者の従業員に周知徹底させなければならない。

オ 受注者は、発注者の情報を保護管理するために責任者を置き、発注者の情報の管理及び情報漏洩の予防策の立案・実施並びに受注者の従業員への教育訓練等を行わなければならない。

カ 発注者は、受注者に対し、発注者の情報の保護管理に関する実施状況を調査し、又は報告を求めることができる。